

令和2年 5月13日

各位

新型コロナ陽性者発生時の取組について

医療法人 啓仁会
介護老人保健施設 平成の森
施設長 塚田 俊彦

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、当施設においても厚生労働省の指示に従い感染防止の対策を行っているところでございます。

しかしながら、全国的にみても高齢者介護施設等での発生が報告されており、当施設での発生も完全に防ぐことは困難と考えております。

施設内にて新型コロナ陽性者が発生した場合は原則受入れ医療機関へ入院していただきますが、PCR 検査の結果が出るまでの間や、医療機関へ入院するまでの期間は、施設内で隔離して入所継続となります。その場合の取組方針について皆様と共有させていただきます。

当施設にて新型コロナ陽性者が発生は、保健所の指示に従うとともに、施設長が中心となり、下記の取組を徹底致します。

記

1. 施設内での情報共有と許可権者(埼玉県)及び当該入所者家族への報告
 2. 陽性者の居室や利用した共有スペースを消毒用エタノールや適度な濃度の次亜塩素酸ナトリウム液で清拭等
 3. 保健所の指示に従い濃厚接触者等の特定に協力
※職員は濃厚接触者とならないように、マスク着用と手指消毒を徹底
※職員の濃厚接触者は陰性であっても、14日間の自宅待機
 4. 職員及び物資の不足に対しては、同一法人に支援を要請
 5. 陽性者を施設内で一時的に入所継続する場合、保健所の指示の元、以下に留意する
 - (1)陽性者とそうでない方との生活空間等を可能な限り分ける
 - (2)陽性者へのケアを行う場合は、サージカルマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等を着用
 - (3)陽性者の健康管理(適時の検温、呼吸状態、症状の変化の確認等)
 - (4)管理者は職員体制、感染者の状況、物資の状況を1日1回以上、許可権者に報告する
- 以上

新たな取組やお知らせは随時ホームページにアップしておりますので、皆様も定期的に確認してください。